

工業会指定試験所制度申請要領

1. 指定を受けるための条件
2. 指定申請に必要な書類

2015年4月20日改定

(1) 申請する試験区分に対して、試験を行う能力があること。
具体的には、次の事項を審査します。

- ① 品質システムがJIS Q 17025に適合していること ¹⁾
- ② 申請する区分の試験(JIS)が実施可能であること ²⁾
- ③ 測定の不確かさが表明されており、技能試験等の結果が基準を満足していること ^{1) 3)}

注1) JNLA又はJCSS認定を取得されている場合には、審査の一部は免除されます。

注2) JNLA認定を取得されている場合には、審査の一部は免除されます。

注3) 技能試験等の結果が不満足な場合には、審査は是正処置の内容を勘案します。

(2) 表明された測定の不確かさが、**工業会指定試験所制度における拡張不確かさの上限値**を満たしていること。

指定を受けるための条件（つづき）

技能試験 確認内容	JNLA	JCSS	外部技能試験	試験所間比較
品質システム	認定証(登録証)の写し		JIS Q 17025チェックリスト	
技術能力	区分に関する 不確かさの見積表 (バジェットシート)			
	—	申請(追加)区分のJISのチェックリスト*		
	—	—	報告書 (必要な場合、 是正報告書)	個別又は 最終報告書 (必要な場合、 是正報告書)
認定取得・ 維持管理表明	声明書			
技術能力確認の 有効期限	認定(登録)が 維持されている期間		3年間	

(*:JIS, JLMA 500, 及びIAJapan JNG310S03に適合のこと)

指定申請に必要な書類

技能試験 申請時書類等	JNLA 認定試験所	JCSS 認定試験所	外部技能試験 参加試験所	試験所間比較 参加試験所
指定申請書	○	○	○	○
認定証の写し	○	○	—	—
JIS Q 17025チェックリスト	—	—	○	○
不確かさの 見積表 (バジェットシート)	○	○	○	○
申請(追加)区分の JISのチェックリスト	—	○	○	○
試験報告書	—	—	報告書 (必要な場合、 是正報告書)	個別又は 最終報告書 (必要な場合、 是正報告書)
認定に関する声明書	○	○	○	○
業態報告書	工業会会員外の初回申請時に限り提出			
申請費用	無料	有料(1申請 1万円)		